

再開発を優先、民意の反映は不要

市会建設委が「住民投票の時期失した」と請求案否決

明石駅前の再開発計画の賛否を住民投票で問うことを2万196名の有効署名を添えて求めた市民の直接請求について、明石市議会は19日から4日間の会期で臨時議会を開きました。初日は市民の提案した住民投票条例案が市長から提案され、泉市長が「再開発は推進するが、自治基本条例の趣旨から、市民から請求があれば市長は住民投票を行わなければならない義務がある」と、住民投票の実施に賛成する意見書を提案しました。

20日午後4時20分から開いた建設企業常任委員会は、明石市で初めて審議される住民投票条例案について実質的な審議を行うことなく、「住民投票は再開発を止めることにつながる」「再開発事業が動き出しており、時期を失している」など、再開発を優先する意見一色になり、委員長を除く6名の委員全員（権原、富田、国出、阪口、出雲、松井各委員＝発言順）が住民投票の実施に反対し、条例案を否決しました。

この委員会での審議は、再開発推進の議員ばかりで、住民投票を所管するのは総務常任委員会だから肝心の住民投票の中身は議論にならないのは当初から懸念されていましたが、再開発推進の発言ばかりでわずか1時間の議論で住民投票案は葬られました。舞台は再び、22日午後3時からの本会議に移ります。

傍聴議員16名ずらり 発言制限され中西議員1名のみ発言

中西議員は「住民投票で反対が多数を占めた場合、（事業は）必ずしも中止ではなく、計画の修正も可能ではないか。市民が提出した条例案では、（市民の意思が正しく反映されるよう）努めなければならない、としており、必ずしも中止ではない。それを認めないのは議会があたかも市民の意思（を聴くこと）に反対していると判断されることになる」と主張したが、委員会はこの発言を一顧だにできなかった。

自治基本条例を遵守し、議会も住民投票案に賛成せよ！

請求代表者の陳述 「再開発つぶれる懸念からの反対は本末転倒」

20日は10時から本会議を再開、まず19名の請求代表者を代表して筆頭請求代表者である「住民投票の会」の松本誠代表が30分にわたって陳述しました。

陳述では、巨額の税金の投入など駅前再開発計画の問題点を4点について述べ、「こうした問題点や疑問点を市議会がチェックせずに市の説明を鵜呑みにしたまま、多数派議員が推進しようとしているため、民意を反映した市政にするためには住民投票が必要である」ことを主張しました。

また、本来は住民投票の実施を定めた明石市の「自治基本条例」に基づいて今回の住民投票の実施を請求したかったが、条例で定めてある常設型住民投票条例が未だに制定されていないために地方自治法に基づく直接請求になったことを指摘し、一刻も早く自治基本条例に基づいて民意を反映できる住民投票制度の整備を求めました。

そのうえで、「再開発と住民投票の可否は別個の問題。住民投票は自治基本条例の趣旨にかなうから賛成する」とした泉市長の意見書は極めて真っ当な判断であると評価し、議会も自治基本条例に縛られるから、基本条例を遵守し住民投票に賛同して条例案を可決するしか選択肢はないことを強調しました。

👉 陳述の原稿全文は下記に掲載 <http://jichi.s310.xrea.com/s/chinjutsu121120.pdf>